

宮城県男女共同参画審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宮城県男女共同参画推進条例（平成13年宮城県条例第33号。以下「条例」という。）第22条の規定に基づき、宮城県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 審議会の会議は、公開するものとする。

(会議録の作成等)

第3条 審議会は、次の事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議に付議した事案の件名
- (4) 議事の概要
- (5) その他必要な事項

(部会)

第4条 審議会には、特定の事項を検討させるための部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理する。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境生活部共同参画社会推進課において処理する。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成13年12月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。